

令和2年4月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和2年4月10日（金） 午後1時30分から午後2時00
- 2 開催場所 和水町役場 本庁3階 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（6名）

会 長	1 番	荒木 政士		
会長代理	2 番	甲斐 正晴		
委 員	3 番	平山 正光	5 番	有働 憲一
	9 番	池田 好博	10 番	亀崎世志矢
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（5名）
4 番 本山圭司 ・ 6 番 石原由紀 ・ 7 番 内田耕臣 ・ 8 番 金栗孝義 ・ 11 番 上妻美津子
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（1名）
渡辺 陽三
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（16名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学		
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（1名）
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（1名）
事務局長 松尾 修（兼庶務係長）

事務局 西川

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。
まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和2年4月 和水町農業委員会総会を開会します。
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、総会が成立する最小人数で開催させていただきます。

——— 資料の確認 ———

事務局 西川

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。
本日は、11名中6名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 西川

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長には、議事の進行をお願いします。

4 議事録署名人の指名

議長 荒木

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
3番 平山委員 と 5番 有働委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
時間を短縮するために、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を一括して審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—事務局が、議案第1号・議案第2号について説明—

議案第1号 申請番号1 ・ 議案第2号 申請番号4 堆肥舎・資材置場

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

の申請番号4は、関連案件ですので、

議案第1号及び議案第2号申請番号4は、関連案件ですので、一括して説明します。

申請人及び譲受人は 畜産経営（搾乳牛）をされており、12年前に今回の事業地の内、3筆を購入されました。その直後に道路が拡張された折に、道路に買収されたと思い違いをされておりました。農地の確認をしていた折に、譲渡人の所有地になっていることが分かり、改めて譲受け、堆肥舎と資材置場に転用申請するものです。

登記簿地目「田」の転用が2筆、「畑」の転用が3筆、雑種地が1筆で、合計6筆、3,132㎡の事業となります。

追認案件となりますので、始末書が添付してあります。

12年前からの追認案件になりますが、現在まで、苦情等は出ていないとのことです。万一問題が生じた場合は、本人が責任を持って対処されます。また、糞尿も鋸屑を混ぜて堆肥にし、悪臭の発生を抑えてあります。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」については 転用済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に転用済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として適当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましても、宅地への転用地周囲は、町道と本人所有地及び山林であり、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

議案第2号 申請番号1 賃貸住宅

譲受人は、不動産賃貸業を営んでおり、賃貸住宅を建築する計画です。

給水は申請地南側の上水道を利用し、汚水・生活雑排水は申請地南側の下水道へ放流します。雨水は、申請地南側の既設速攻へ放流する計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年12月末日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として適当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、平屋建てであるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

譲受人は、町内のガソリンスタンドの経営の他、太陽光発電事業も行っている株式会社の代表取締役で、今回、太陽光発電設備用地として転用されます。

2月に会社名義で申請をされましたが、経済産業省の許可が個人名義であったため、2月の申請を取り下げ、改めて個人として申請されるものです。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、オーバーフロー分については南側の排水路に放流する計画です。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年12月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、北側は譲受人の会社名義の太陽光発電設備が設置してある雑種地で、東側は譲渡人の農地です。西側と南側に農地はありますが、太陽光発電設備であるため、周辺農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

事務局 西川

——— 事務局が、申請番号 3 について説明 ———
申請番号3 太陽光発電施設（賃貸借）

譲受人は、町内のガソリンスタンドの経営の他、太陽光発電事業も行っている株式会社で、今回、太陽光発電設備用地として転用されます。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、オーバーフロー分については南側の排水路に放流する計画です。

万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年12月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明がありました。時間を短縮するために、現地確認をしていただいた委員さんからの報告は割愛させていただきます。
議案第1号・議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号・議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号・議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。
各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、賃借権設定 申請番号1～30・
所有権移転 申請番号1 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。
議案第3号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第3号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 西川

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

10ページを、ご覧ください。
報告第1号「農地の使用賃貸借の解」が、1件です。

報告第2号「農地法第18条の通知」で、農地の賃貸借の解約が4件です。
報告第3号「農地改良届」が、5件です。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和2年4月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 5番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 7頁